

憲法 出題の意図

問題1

いわゆる君が代訴訟、すなわち公立学校の校長が教員に対し君が代斉唱の職務命令を発することが、思想・良心の自由を定める憲法19条に違反しないかどうかという問題である。最二判平成23年5月30日（民集65巻4号1780頁）においては、君が代斉唱は式典における慣例上の儀礼的な所作であり、特定の思想を否定したり強制したりするものではないとしつつも、求められる外部的行為が、個人の思想・良心の自由への間接的な制約となる面があることを認めたが、公務員の地位の性質や職務の公共性から、この制約を許容しうる必要性および合理性が認められると結論づけた。また、最一判平成24年1月16日（集民239号253頁）は、このような職務命令は合憲であるとの結論を維持しつつも、違反に対する懲戒として、戒告処分は相当性が認められ懲戒権者の裁量の範囲内であるが、減給以上の処分については事案の性質を踏まえた慎重な考慮が必要になるとした。

これらの判例を踏まえ、本件について、職務命令が思想・良心の自由を制約するものかどうか、懲戒処分が妥当かどうかの判断をする必要がある。

問題2

比例代表選出議員については、選挙人はあくまで政党名に対して投票したものであって個人に投票したわけではないので、その政党を離れた場合には選挙人の意思に反することになるから、議席を失うべきであるという考え方がある。これに対し、比例代表は選出方法にすぎず、当選した議員は全国民の代表であるので、議席を失う必要はないとする見解もある。なお、現行法上は、国会法第109条の2により、政党の合併や分割の場合を除いて、その選挙における他の名簿届出政党に所属することになったときは議席を失うこととしている。